

# 他企業埋設管と給水管の間隔について

令和7年12月4日

給水装置工事指定業者の皆様へ

大村市上下水道局 水道工務課

「給水装置工事施工基準書(大村市上下水道局)」では、事故防止のため、他の埋設物との間隔を原則として30cm以上確保すると記載しております。

しかし、開発等で給水管と近接する他の埋設物との間隔を確保せず配管するケースが確認されています。

工事をされる際は、基準を確認のうえ、適切な施工を実施するようにしてください。

## 5.3.5 配管の留意事項

3 事故防止のため、他の埋設物との間隔を原則として30cm以上確保する。

### 解説

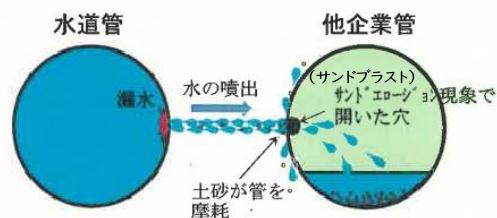
(3) 給水管を他の企業埋設物に近接して布設すると、給水管等の漏水によるサンドblast現象によって、他の企業埋設管に損傷を与えるおそれがある。これらの事故を未然に防止するとともに修理作業を考慮して、給水管は他の企業埋設管より原則として30cm以上の間隔を確保し、配管する。

【給水装置工事施工基準書(R7.6 大村市上下水道局)より抜粋】

道路掘削時に、近接する場合は、当該埋設管理者の指示に従い、適切な措置を講じてください。

また、当該施設管理者との調整日及び担当者名を、竣工時に給水装置工事申請書「設計変更他備考欄」に記載してください。

やむを得ず、30cm以上確保のできない場合は、ゴムシート等の損傷防止対策を実施し、施工状況の写真を提出してください。

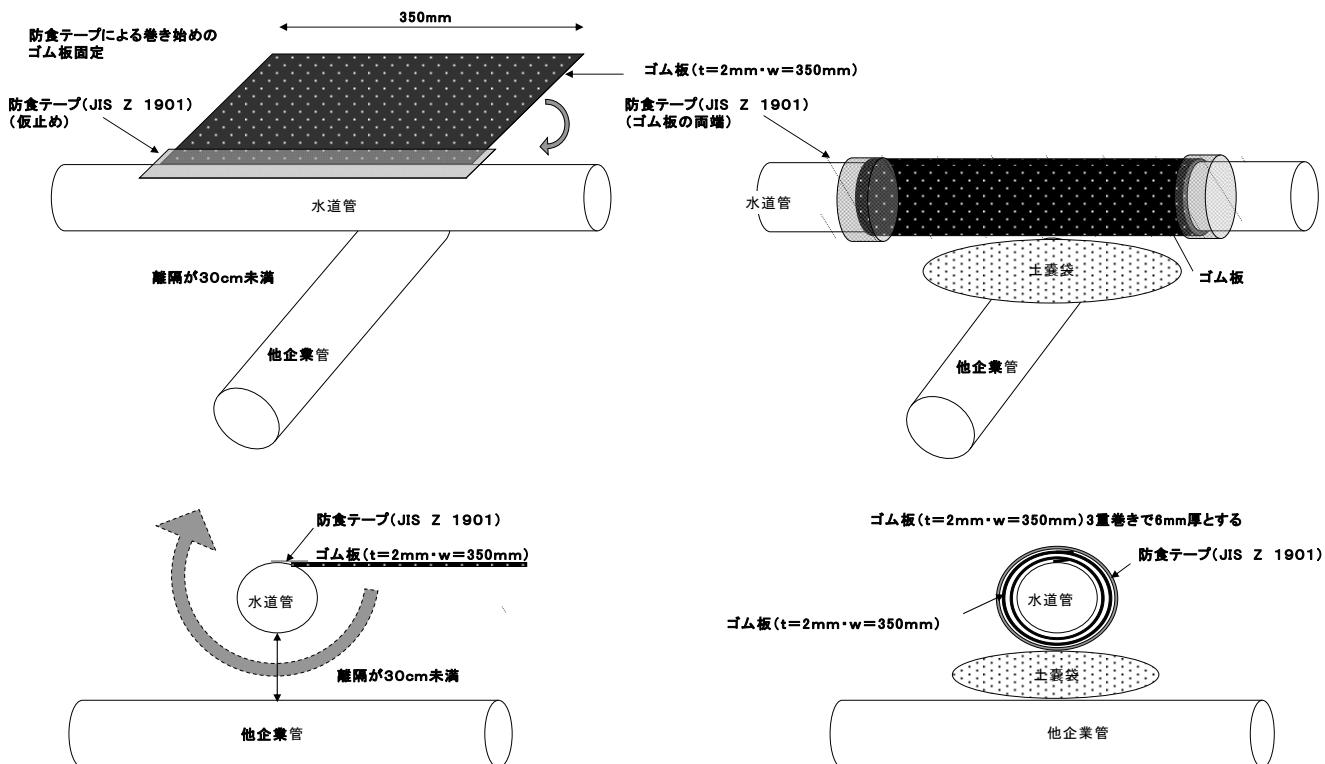


出典:水道技術ジャーナル 2016年7月

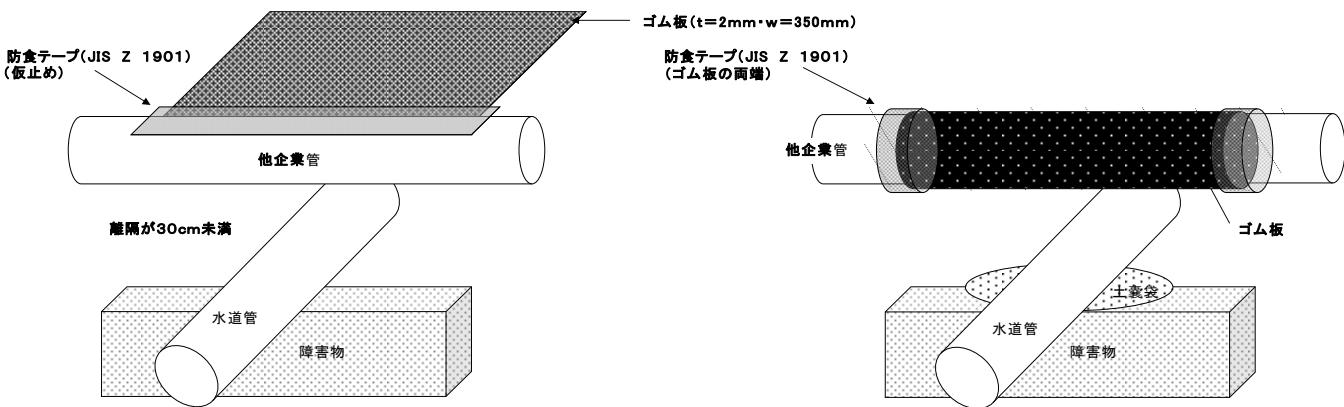
※裏面のような対策をお願いします。

サンドエロージョン現象による他企業供給支障事故防止施工方法(ゴム板および耐摩板による防護)

1. 離隔が30cm未満の場合による水道管への施工



2. 障害物があり、水道管に施工できない場合



3. 水道管と他企業管が接して布設してある場合

